

議案第27号

北名古屋市視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について

北名古屋市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、小中学校等において使用する視聴覚機材及び教材が充実したことにより設置当初の目的が達成されたことに伴い、視聴覚ライブラリーを廃止するため、本条例を廃止する必要があるからである。

## 北名古屋市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例

北名古屋市視聴覚ライブラリー設置条例（平成18年北名古屋市条例第78号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表視聴覚ライブラリー運営委員会委員の項を削る。